

大田市告示第132号の7

大田市介護保険料に係る返還金の支払い要綱(令和元年大田市告示第54号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大田市長 楫野弘和

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和3年3月31日から施行する。